

2026年2月13日

託送供給等約款の変更届出について

当社は、本日、電気事業法第18条第5項^{※1}に基づき、「託送供給等約款」の変更届出を経済産業大臣に行いました。

「託送供給等約款」とは、小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する際の料金等の供給条件を定めたものであり、今回の主な変更内容については、以下のとおりです。

○主な変更内容

- ・需給調整市場における低圧小規模リソース^{※2}の活用および機器個別計測^{※3}の導入
国の審議会^{※4}において、需給調整市場における低圧小規模リソースの活用および機器個別計測の導入が整理されたことから、当該リソース活用時のバランシンググループの組成方法やインバランス算定・処理方法等を供給条件に反映しました。

○実施日

2026年4月1日より実施いたします。

- ※1 電気事業法第18条第5項（託送供給等約款）
一般送配電事業者は、前項の規定により供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。
- ※2 一般家庭や小規模事業者が保有する家庭用蓄電池や電気自動車（EV）など低圧の電力系統に接続された小規模設備のこと。
- ※3 系統と需要家の接続点である受電点ではなく、需要家内に設置された制御対象のリソースの出力もしくは消費電力を直接計測できる計測点（機器点）において、ΔkW評価または調整力の発動によって生じたkWhの精算を行うために計測を行うこと。
- ※4 第65回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2023年9月27日開催）

以 上